

英国通信法制の動向

—特に、インフラ・インカンバントへの規制について—

○氏名 岡野 佳代 (OKANO, Kayo)、氏名 橘 雄介 (TACHIBANA, Yusuke)

Keywords : 英国、通信法、SMP 規制、アクセス分離、BT/Openreach

1 目的

本研究の目的は、英国通信法制について、特に通信インフラ・インカンバントに対する規制を整理するとともに、最新の規制の動向を紹介することである。

英国の通信インフラ市場を見ると、旧国営のインカンバントである BT が Openreach として事業を展開している。そして、Openreach が依然として一部を除く英国全土で支配的な地位を占めていると認定されている。そのため、英国のブロードバンド事業者は多くの地域で Openreach の設備を利用することが必要になっている。

他方、法制度を見ると、以上のような市場の状況から、Openreach 自体の優越的地位の濫用を防止する必要が生じ、また、Openreach が BT を他の事業者に比べて有利に扱うことを防止する必要が生じる。前者がいわゆる「SMP (重大な市場支配力) 規制」であり、後者が「アクセス分離」などの問題である。もっとも、この二つの規制の関係について、最新の動向を含めて整理したものは管見の限り、見当たらない。

2 方法

以上の整理・フォローアップのため、本研究では、英国の最新の市場分析 (2021 年 3 月) を調査した。また、BT/Openreach の法的分離に係るコミットメントの内容、及び、その遵守状況に係る評価結果等を調査した。以上の調査に合わせて、両規制の関係を意識的に整理・分析した。

3 結果

調査・分析の結果、英国においては、第一段階として、SMP 規制として法的な義務を BT/Openreach に課し、第二段階として、その上乘せとしてアクセス分離に関する自主的なコミットメントを求めていることが分かった。加えて、両者はかなりの部分で重複していることも明らかになった。

また、両者の違いも浮き彫りとなった。アクセス分離の実施は SMP 規制をより具体化する場合があるが、それが行政上の義務ではなく、コミットメントの形を取っており、そのエンフォースメントのあり方や、また、監視のあり方が重要になってくることが分かった。

【主要参考文献】

Ofcom, *Promoting competition and investment in fibre networks: Wholesale Fixed Telecoms Market Review 2021-26* (March 2021)

Delivering a more independent Openreach: Statement on releasing the BT Undertakings pursuant to section 154 Enterprise Act 2002 (July 2017)

Commitments of BT Plc and Openreach Limited to Ofcom, Issue 4 (November 2020)

Delivering a more independent Openreach: Annual Monitoring Report (November 2020)